

# 香芝市新・放課後子ども総合プラン行動計画

一次代を担う人材を育成するために—

香芝市

## 目次

1. 新・放課後子ども総合プラン行動計画の趣旨、目的	1
2. 計画の位置づけ及び期間	1
3. 「学童保育所」及び「放課後子ども教室」の状況	1
(1) 両事業の基本的な活動内容	1
(2) 学童保育所の状況	2
(3) 放課後子ども教室の状況	2
(4) 令和元年度学校別実施状況	2
4. 具体的方策及び目標等	3
(1) 学童保育所の令和6年度に達成されるべき目標事業量	3
(2) 一体型の学童保育所及び放課後子ども教室の 令和6年度に達成されるべき目標事業量	4
(3) 放課後子ども教室の令和6年度までの実施計画	4
(4) 学童保育所及び放課後子ども教室の一体的な 又は連携による実施に関する具体的な方策	4
(5) 小学校の余裕教室等の学童保育所及び放課後 子ども教室への活用に関する具体的な方策	5
(6) 関係部署との具体的な連携に関する方策	5
(7) 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策	5
(8) 地域の実情に応じた学童保育所の開所時間の延長に係る取組み	5
(9) 学童保育所の役割をさらに向上させていくための方策	5
(10) 学童保育所における育成支援の内容について、 利用者や地域住民への周知を推進させるための方策	5

## 1. 新・放課後子ども総合プラン行動計画の趣旨、目的

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童健全育成事業（以下「学童保育所」という）及び地域住民等の参画を得て、放課後等にすべての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業（以下「放課後子ども教室」という）を一体型又は連携型で行うため計画的な整備等を進めます。

○一体型：学童保育所と放課後子ども教室が同じ小学校内に活動場所があり、放課後子ども教室開催時に、共通のプログラムに学童保育所の児童が参加できるもの。

○連携型：学童保育所と放課後子ども教室のどちらか一方の活動場所が小学校以外にあって、放課後子ども教室の共通のプログラムに学童保育所の児童が参加すること。

## 2. 計画の位置づけ及び期間

「香芝市新・放課後子ども総合プラン行動計画」は、国が「放課後子ども総合プラン」の進捗状況や児童福祉、教育分野における施策の動向も踏まえ策定した「新・放課後子ども総合プラン」に基づく、本市の行動計画として策定するものです。

期間については令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

## 3. 「学童保育所」及び「放課後子ども教室」の状況

### (1) 両事業の基本的な活動内容

	放課後子ども教室	学童保育所
実施日数	年間 約22回	年間 約290日
対象学年	1年生～6年生	1年生～6年生
開催時間	放課後～17時	放課後～18時 (延長19時00分)
開催日	水曜日又は木曜日	月曜日～土曜日
費用	年額 1,500円 (保険代800円) (教材費700円) ※活動内容により、教材費は変動することがあります。	月額 保育料5,000円 (延長料金 30分:1,000円、 60分:2,000円) 教材費等2,000円 年額 保険料800円
基本的な活動の流れ	下校会終了後より開催 ①始めの会（出席確認等） ②学習活動（宿題等） ③体験活動及び交流活動 ・クラフト等ものづくり ・地域住民や各種サークル等との交流 ・スポーツ、文化活動 ・その他	下校会終了後より登所 ①始めの会（出席確認等） ②宿題 ③おやつ ④本読み ⑤自由遊び ⑥17時に降所 ※17時以降も保育を必要とする児童

	④自由遊び ⑤終わりの会 ※体験活動及び交流活動の内容によっては②・④を実施しない場合もあります。	は、保護者のお迎えが必要です。 ※①～⑥は放課後からの流れであり、1日保育時のプログラムは多少異なります。
--	---	--

## (2) 学童保育所の状況

現在、学童保育所は市内10小学校区全てにおいて事業を実施しています。

過去5年間の市内小学校児童数(1年生から6年生)と学童保育利用者数を比較すると小学校児童数は平成27年度をピークに、令和元年度までに286人(約5.3%)減少していますが、学童保育所利用者数は平成27年度から令和元年度にかけて279人(約33.3%)増加しています。

これは、社会情勢の変化により女性就業率が向上したことなどによりますが、言い換えれば、児童が安全・安心に放課後を過ごせる居場所の必要性が増加していることを示しています。

### ○児童数と学童入所者数

各年度5月1日現在

	H27	H28	H29	H30	R1
児童数	5,442	5,385	5,308	5,248	5,156
学童数	838	981	1,023	1,057	1,117

## (3) 放課後子ども教室の状況

平成19年度より関屋小学校、三和小学校の2校をモデルケースとして実施し、指導員の人材が確保できた年度より、順次開設校を増やし、現在は8校で実施しています。

実施内容は、学習や体験活動、異年齢、地域住民との交流をとおして児童の成長を見守る活動をしています。

### ○放課後子ども教室実施校区

	校数	小学校名
実施	8	下田・志都美・関屋・三和・鎌田・真美ヶ丘東・真美ヶ丘西・旭ヶ丘
未実施	2	五位堂・二上

## (4) 令和元年度学校別実施状況

小学校名	事業名	実施場所	登録数	合計数
下田	放課後教室	小学校 図工室	19	145
	学童保育所	・旧北今市コミュニティーセンター ・香芝スクール	126	
五位堂	放課後教室	未実施	—	120
	学童保育所	・小学校余裕教室	120	
二上	放課後教室	未実施	—	145

	学童保育所	近隣地（小学校南側）	145	
関屋	放課後教室	小学校 図工室	24	103
	学童保育所	小学校余裕教室	80	
三和	放課後教室	小学校 図工室	15	108
	学童保育所	・小学校余裕教室 ・小学校内（小学校敷地内）	93	
志都美	放課後教室	小学校 図書室	14	95
	学童保育所	近隣地（志都美こども園敷地内）	81	
鎌田	放課後教室	小学校 図工室	22	83
	学童保育所	小学校余裕教室	61	
真美ヶ丘東	放課後教室	小学校 図工室	4	136
	学童保育所	小学校内（小学校敷地内）	132	
真美ヶ丘西	放課後教室	小学校 図工室	14	124
	学童保育所	隣接地（小学校西側）	110	
旭ヶ丘	放課後教室	小学校余裕教室	20	189
	学童保育所	第1学童 徒歩5分 （旭ヶ丘幼稚園西側） 第2学童 徒歩10分 （市子育て支援センター2階）	169	

#### 4. 具体的方策及び目標等

##### (1) 学童保育所の令和6年度に達成されるべき目標事業量

学童保育所に係る確保の内容

【各施設の定員と量の見込み】

学童名	定員 (人)	登録数(人)				
		令和2年	3年	4年	5年	6年
下田	90	144	163	166	179	176
五位堂	102	124	128	133	134	131
二上	121	140	160	153	158	142
関屋	82	82	88	96	93	91
三和	108	101	114	121	129	123
志都美	73	78	71	68	64	61
鎌田	52	53	53	52	51	51
真美ヶ丘東	106	109	92	96	99	102
真美ヶ丘西	100	96	90	103	115	121
旭ヶ丘	140	150	135	136	131	131
合計	974	1,077	1,094	1,124	1,153	1,129

### 【確保の方策】

国が推進する小学校余裕教室の活用については、小学生人口が減少していない校区もあり、全小学校での余裕教室の活用が見込めない状況です。

このため、需要の超過等が見込まれる下記6校区を中心に、児童数の変動や入所状況等により、幼稚園・その他の公共施設・地域の施設等の活用・整備を行います。

校区名	確保の方策
下田	地域の公民館の活用、民間学童の整備等
五位堂	地域の公民館の活用等
関屋	民間学童の整備等
三和	幼稚園教室の活用等
鎌田	民間学童の整備等
旭ヶ丘	小学校内への移転

### (2) 一体型の学童保育所及び放課後子ども教室の令和6年度に達成されるべき目標事業量

放課後子ども教室と学童保育所は、一体的又は連携して実施し、同じ小学校内で一体型として実施することが求められていますが、小学校の余裕教室の確保が難しく、学童保育所においても、登録児童数の増加が見込まれ、地域の公民館の活用や民間学童の整備等の新たな保育施設の確保も検討しており、全ての学校で一体型を図るのではなく、当面の間は連携型と併せて実施していきます。

#### 【目標事業量】

区分	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
一体型	5	5	6	6	7
連携型	3	3	3	3	3
合計	8	8	9	9	10

### (3) 放課後子ども教室の令和6年度までの実施計画

放課後子ども教室を実施していない五位堂小学校・二上小学校については、令和6年度までに実施又は開設において各小学校及び担当所管と検討を行います。

#### 【実施計画】

区分	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
学校数	10	10	10	10	10
実施校	8	8	9	9	10
割合	80%	80%	90%	90%	100%

### (4) 学童保育所及び放課後子ども教室の一体的な又は連携による実施に関する具体的な方策

学童保育所の支援員と放課後子ども教室のコーディネーターが連携して、プログラムの内容・実施日等について検討及び情報共有を図ります。

#### **(5) 小学校の余裕教室等の学童保育所及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策**

減少傾向にあるとはいえ、本市の出生率（人口千人当たりの出生数）は国や県の出生率に比べると高い値で推移しており、今後しばらくは余裕教室の確保が難しいと考えられますので、学童保育所は前述のとおり、幼稚園・その他の公共施設・地域の施設等の活用・整備を行います。

また、放課後子ども教室については、特別教室や図書室等の一時使用を促進し、余裕教室については、学校関係者と定期的に協議を行い、使用計画を決定します。

#### **(6) 関係部署との具体的な連携に関する方策**

放課後子ども教室の担当所管である生涯学習課と学童保育所担当所管のこども課は、いずれも教育委員会であることから、実施状況や課題などの情報の共有を密にし、検証を行い課題解消に対応します。

#### **(7) 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策**

保護者に配慮が必要な内容を報告いただき、学童保育所及び放課後子ども教室のスタッフはその情報を共有して、活動にいかしていきます。また、状況に応じて支援員を加配するなど、きめ細やかな対応を目指します。

#### **(8) 地域の実情に応じた学童保育所の開所時間の延長に係る取組み**

本市では、閉所時間の延長と学校休業日の開所時間の前倒しについて、平成30年度には閉所時間を18時30分から19時へと30分延長しました。

また、令和元年度からは指定管理者制度のもと開所時間を、土曜日は8時30分から7時30分へと1時間、長期休業時は8時から7時30分へと30分延長しました。

しかし、保育所から小学校に上がる際に直面する「小1の壁」といわれる社会的な問題を解消するには、更なる保育施設の確保が必要となりますが、指導員の数的な確保と安全・安心な保育を実施するための質の確保も必要です。

このため、需要の超過が見込まれる施設については指定管理者とも連携し、新たな保育施設の確保について検討します。

#### **(9) 学童保育所の役割をさらに向上させていくための方策**

指定管理者が有する運営の専門的知識や経験・民間活力を活用し、学童保育所の設置目的の一つである「遊びを通じた健全育成」を更に推進していきます。

#### **(10) 学童保育所における育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策**

支援員が利用児童の保護者に対し、日頃からの綿密なコミュニケーションにより、育成支援の内容について周知をしていきます。